

【記入例】 監護相当・生計費の負担についての確認書

※施設に入所している児童の兄弟等は多子加算の対象外です。
※申立内容に疑義が生じた場合は、申立内容の真正性を証明する書類の提出を求めることがあります。
※職業等が学生以外の子がいる場合は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

下記の2つの条件をどちらも満たす場合、**児童の兄弟等について必要事項を記入**してください。

- ①児童と児童の兄弟等の合計人数が3人以上
- ②児童の兄弟等について、請求者が監護に相当する世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っている

<住所>
児童の兄弟等の**住民票上の住所**を記入してください。
居住地が住民票上の住所と異なる場合は、居住地の住所も記入してください。

<職業等>
いずれか該当するものに○をつけてください。
学生の場合は、「通学先」および「卒業予定時期」も記入してください。
※学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつけてください。

<申立人による監護相当の状況>
実態に合わせて該当するものに○をつけてください。

<申立人>
請求者または受給者の住所と氏名を記入してください。

様式 6号の9

青森市長 殿

私は、以下に記載する者(注)について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していること(以下「監護相当・生計費の負担」という。)を下記のとおり申し立てます。
申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、施設等に入所等している者でないもの(詳細は裏面を参照)

記

ふりがな氏名 あもり いちろう 青森 一郎		生年月日 平成 〇年 〇月 〇日 令和 〇年 〇月 〇日	住所 住民票：青森市新町1丁目3番7号 居住地：●●県▲▲市■●町123番地(居住地が住民票上の住所と異なる場合のみ記入)				
1	個人番号 000000000000	続柄 子	職業等(いずれかに○) 学生・無職・その他	通学先(学生の場合のみ) ●●大学	卒業予定時期(学生の場合のみ) 令和 〇年 3月	申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()	申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○) ○生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
ふりがな氏名		生年月日 平成 年 月 日 令和 年 月 日	住所				
2	個人番号	続柄	職業等(いずれかに○) 学生・無職・その他	通学先(学生の場合のみ)	卒業予定時期(学生の場合のみ) 令和 年 月	申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()	申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○) 1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()
ふりがな氏名		生年月日 平成 年 月 日 令和 年 月 日	住所				
3	個人番号	続柄	職業等(いずれかに○) 学生・無職・その他	通学先(学生の場合のみ)	卒業予定時期(学生の場合のみ) 令和 年 月	申立人による監護相当の状況(いずれかに○) 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他()	申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○) 1.生活費(食費、家賃等) 2.学費 3.その他()

※ 学生がアルバイト等をしている場合は学生に○をつける。

記載内容について上記のとおり相違ありません。

令和 〇年 〇月 〇日

【申立人】(児童手当の請求者・受給者)

住所 青森市新町1丁目3番7号

氏名 青森 花子

用語の説明

- 児 童 0歳から高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子
- 児童の兄弟等 大学生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)で親等に経済的負担のある子
- 経済的負担 次の2つの条件をどちらも満たしている場合は経済的負担があることとなる
 - 1.監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること
(当該子が父母等と別居している場合は、定期的な面会・連絡をしており、監護の実態が認められること)
 - 2.生計費の相当部分の負担をしていること
(当該子が受給者の収入により日常生活の一部または全部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合をいう)